

令和 4 年度 建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 修了 考査筆記試験問題

建設業災害防止協会滋賀県支部

◎合格基準

- (1) 修了 考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の 40 パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の 60 パーセント以上である場合とする。
- (3) 前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者は、不合格とする。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

修了考查問題（全科目）D

ーお願いー

1. 修了考查問題用紙、解答用紙に必ず氏名と受付番号を記入して下さい。
2. 終わり次第、試験問題用紙、解答用紙と一緒に提出して下さい。

受付番号		氏 名	
------	--	-----	--

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	問題	区分
	4択(D)	全科目

※この用紙は、問題のみです。答えは解答用紙に記入して下さい。

科目1：建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1(配点:10点)

1. 「建築物石綿含有建材調査」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。
 - イ. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
 - ロ. 現在でも、製造禁止前から使用されている石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
 - ハ. 1975(昭和50)年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を5重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。
2. 「石綿の定義、種類、特性」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。
 - イ. 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち纖維状を呈している物質の全ての総称である。
 - ロ. 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。
 - ハ. 厚生労働省通達では、石綿を「纖維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
3. 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。
 - イ. 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
 - ロ. 石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10f/Lが定められている。
 - ハ. 石綿累積ばく露量(石綿ばく露濃度 × 石綿ばく露期間)と、石綿関連疾患の発症には相関はない。
4. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。
 - イ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。
 - ロ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1980(昭和55)年以降の建築物は優先順位が最も高い。
 - ハ. 肺がんの死亡率は石綿ばく露量に比例し、中皮腫の死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- 二. 建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。

科目2:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2(配点:10点)

5. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。
- イ. 大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等工事が終了した日から3年間保存する。
 - ロ. 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
 - ハ. 建築基準法(第12条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無のみが報告事項となっている。
 - 二. 解体等工事が平成18(2006)年9月1日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合でも、特定建築材料の有無の目視調査は必要である。
6. 「リスク・コミュニケーション」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- イ. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
 - ロ. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
 - ハ. 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表されている。
 - 二. リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
7. 「石綿含有建材調査者」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。
- イ. 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
 - ロ. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。
 - ハ. 石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。
 - 二. 石綿は古くから使われている材料であり、措置技術は既に成熟しているため、石綿含有建材調査者にとって情報収集はそれほど重要ではない。
8. 「事前調査の具体的手順の例」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。
- イ. 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。
 - ロ. 現地調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。
 - ハ. 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
 - 二. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。

科目3：石綿含有建材の建築図面調査(配点:35点)

9. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において「床及び構造上重要ではない揚げ床、最下階の床、回り舞台の床」は、建築物の主要構造部である。
- ロ. 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないものは耐火建築物としなければならない。
- ハ. 建築基準法において「壁(構造上重要ではない間仕切壁を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- 二. 建築基準法において「階段(構造上重要ではない局部的小階段、屋外階段を除く)」は、建築物の主要構造部である。

10. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ロ. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ハ. 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- 二. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。

11. 「建築設備」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれる。
- ロ. レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。
- ハ. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。
- 二. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多いが、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿は使用されていない。

12. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、プレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当しないが、同様の飛散性を有している。
- ロ. 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「バーミキュライト」と「水」である。
- ハ. 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- 二. 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として温式工法が開発され、現在では温式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。

13. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 吹付けバーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)はない。
 - ロ. 人工軽量骨材であるバーミキュライトは、一般的にはバーミキュライト(雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物)を高温(800~1,200°C)で焼成し、膨張(5~20倍)させたものであり、白銀色~黄金色で、比重は0.08~0.4である。
 - ハ. 1980(昭和55)年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したので、1980(昭和55)年以降は石綿含有吹付けロックウールが施工されていた可能性はない。
- 二. 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。

14. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. けい酸カルシウム系保溫材は、平板、半円筒などの形状をしており、各々の被保溫箇所に被せ、バンドや番線などで固定して使用されていた。
 - ロ. 保溫材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保溫材」、「パーライト保溫材」、「石綿含有けい酸カルシウム保溫材」がある。
 - ハ. けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル2の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- 二. 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、多くの煙突は円筒型であるが、角型の煙突に対しては平面の形状をした煙突用石綿断熱材が使用された。

15. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期とそれぞれの材料の製造時期を把握し、比較することが大切である。
 - ロ. 調査対象建築物の施工時期がわかつてもレベル3の石綿含有建材を推定することはできない。
 - ハ. レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- 二. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。

16. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械(オイル漏れ防止)には使用されていない。
 - ロ. 石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
 - ハ. 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クリソタイル」石綿で、石綿の含有率は70~90%と高い。
- 二. せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品の一部に、石綿を含有するものがある。

17. 「書面調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。
 - ロ. 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材の背景知識を習得しておくことが重要である。
 - ハ. 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- 二. 石綿調査の第1段階は、試料採取および分析から始まる。

18. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 竣工図は、竣工時に設計図書(建築確認図を含む)を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
 - ロ. 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施工要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
 - ハ. 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。
- 二. 建築物を建設するにあたり、担当官庁(建築指導課・消防署など)に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。

19. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないため、留意が必要である。
 - ロ. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあり、これらの材料の中には石綿が含まれることもあり、それぞれのメーカーなどへのヒアリングも必要となる。
 - ハ. 立面図は、建築物の立面を記載しており、通常、4面1組で建築物の立面が記載されているが、外部仕上は記載されていない。
- 二. 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合には、建築図面が紛失され、建築図面が入手できることも多い。

20. 「図面の種類と読み方」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
 - ロ. 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
 - ハ. 建築図面などの借用時に、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明をした場合は、借用書の作成は不要である。
- 二. 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。

21. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
口. 認定番号によりデータ照合する場合、認定番号が同じであれば、「石綿あり」のものと「石綿無し」のものが混在することはないと考えてよい。
- ハ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- 二. 「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。

22. 「書面調査結果の整理」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。
- 口. 網羅的調査(現地調査の準備)とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ハ. 書面調査結果の整理は、「1.建物物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- 二. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。

科目4:現地調査の実際と留意点(配点:35点)

23. 「現地調査の流れ」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- 口. 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- ハ. 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
- 二. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。

24. 「事前準備」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないの、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- 口. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- ハ. 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- 二. 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。

25. 「現地調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。
- ロ. 現地調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終えるようにする。
- ハ. 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認することは重要である。
- 二. 現地調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。

26. 「現地調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 改修工事が行われている場合や仕様を満たすため、現場判断で設計図書と異なる施工を行った場合があるなど、石綿の有無は、むしろ設計図書に明記されていないことが多い。
- ロ. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
- ハ. 石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。
- 二. 現地調査における「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。

27. 「現地調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

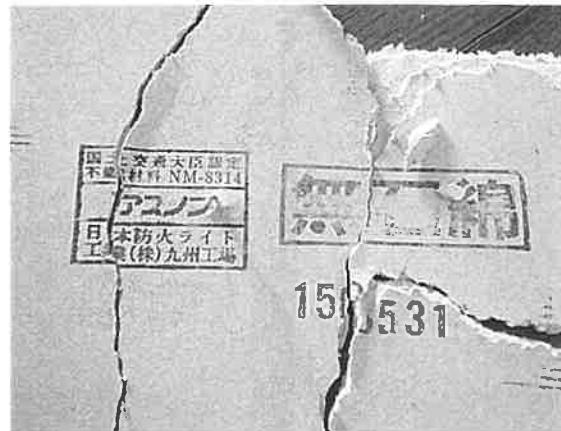
- イ. 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ロ. 安全措置が確保ができていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- ハ. レベル1の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないという判定を行わないこと。
- 二. レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種は「表示」により石綿含有の有無について判断できる場合はない。

28. 「現地調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- ロ. 調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については現地調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- ハ. 調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。
- 二. 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。

29. 写真の建材の裏面から得られる情報イ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ロ. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ハ. 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- 二. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。



30. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- ロ. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。
- ハ. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。
- 二. 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。

31. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
- ロ. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。
- ハ. 煙突用断熱材の断熱層は全て、「煙道側」にある。
- 二. 主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1 mm以下がほとんどのため、この場合は「100平方センチメートル角程度」の試料採取を行う。

32. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
- ロ. 厚付け仕上塗材(スタッコ仕上げなど)は、「上塗材がある場合」と「上塗材がない場合」がある。
- ハ. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にならない。
- 二. 解体を目的とした場合の建築用仕上塗材は、「下地調整塗材」が調査対象であり、「仕上塗材」は調査対象外となる。

33. 「現地調査の記録方法」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

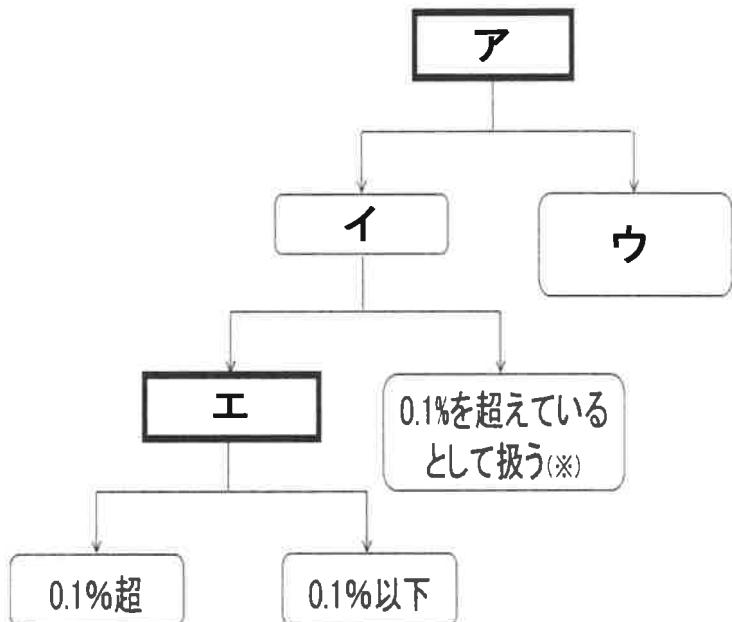
- イ. 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし(劣化が見られない)」という2局化した分類のみではなく、その中間に該当する抽象的な表現だが「やや劣化」という分類が必要となるべく。
- ロ. 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。
- ハ. 撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。
- 二. 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業者」に対して、粉じんばく露の可能性があることを伝える必要はない。

34. 「建材の石綿分析」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- ロ. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことも可能である。
- ハ. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- 二. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。

35. 下図は、石綿含有分析の流れ(概要)である。選択肢イ、ロ、ハ、ニは、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- イ. ア)定量分析
イ)含有あり
ウ)0.1%を超えているとして扱う
エ)定性分析
- ロ. ア)定性分析
イ)含有あり
ウ)0.1%以下(不検出)
エ)定量分析
- ハ. ア)定量分析
イ)含有あり
ウ)0.1%以下(不検出)
エ)定性分析
- 二. ア)定性分析
イ)含有あり
ウ)含有なし
エ)定量分析



36. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「石綿含有の有無」を簡潔に説明すればよいので、「含有していた場合のリスク」及び「今後の維持管理の方法」についての説明は必要ない。
 - ロ. 試料を分析機関に送付後、部屋別の現地調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
 - ハ. 部屋別の現地調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
- 二. 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性はないかを確認する。

科目5:建築物石綿含有建材調査報告書の作成(配点:10点)

37. 「現地調査総括票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 今回調査できなかつた箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかつた、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。
 - ロ. 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
 - ハ. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
- 二. 建築物の概要欄における建築物所在地は、地番・家屋番号ではなく、「住居表示」を記入する。

38. 「現地調査個票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。
 - ロ. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
 - ハ. 同じような部屋を次々と調査するような場合には、石綿含有建材調査者の記憶違いなどが起こり得るため、調査者がその調査対象部屋内でメモ書きなどをしておくことは、後からの調査報告書にも有効である。
- 二. 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。

39. 「調査報告書の作成」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
 - ロ. 現地調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
 - ハ. 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- 二. 試料を分析機関に送付したら、現地調査個票を作成するが、少しの記憶が残っていれば、調査日から日数が経過してから作成してもよい。

40. 「所有者等への報告」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ロ. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- ハ. 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。
- 二. 建築物の所有者等へ調査報告書には、現地調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。